

令和 7 年度 木曽地域関係人口創出ツアー事業仕様書

木曽広域連合地域振興課

1. 業務の名称： 令和 7 年度 木曽地域関係人口創出ツアー事業
2. 履行期間： 契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。
3. 事業目的： 木曽地域は、長野県内においても高い人口減少率となっており、さらにこの先も人口減少は続くと考えられている。

このような状況の中で、地方に関心を持つ人に向けて木曽地域を認知していただき接点を持っていただくことや一度の来訪で終わらない仕組みづくりをすることは重要である。まずは、木曽地域に関わる人々の間口を広げることが必要と考えられる。

当事業では、地方に関心を持つ人数が多いと思われる首都圏にて、木曽を認知していただくイベントを開催した後に実際に木曽に来ていただくことにより、木曽地域の関係人口の創出を目的としている。

4. 業務内容：

首都圏在住で地方に興味のある方や地域課題を学ぶ学生等を主なターゲットとして想定し、首都圏にてリアルイベントを企画・開催し木曽地域について知っていただく。その後に木曽地域へ訪問するツアーを実施することにより、関係人口創出につなげる。

(1) 首都圏イベントの実施

木曽地域の首都圏での認知訴求や課題を知ってもらうためのリアルイベントの開催を行う。

開催については、企画・募集（記事作成・投稿・発信）・当日運営・レポート等の一切を行うこととする。

(2) 木曽地域でのツアーの実施

首都圏のリアルイベント参加者向けやその他一般参加者向けに、木曽地域でのツアーを開催する。

開催については、企画・募集（記事作成・投稿・発信）・ツアーレポート作成等の一切の業務を行うこととする。

木曽地域の課題について知っていただきツアー後も木曽地域に関わっていただけるような内容とすること。

木曽郡（全 6 町村）の取り組みであることを念頭においたツアー設定とすること。

ツアー定員は 10 名程度、宿泊を前提として、木曽郡内に事業所を有する旅行業者を利用すること。

(3) その他

上記（１）、（２）の開催レポートを作成し、今後の取り組みに繋がる提言をまとめる。

５．再委託の制限： 受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、または請け負わせる場合であって、事前協議により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

６．納入方法： 電子媒体一式。光学ディスクまたはハードディスク、メモリ媒体による。

７．納入場所： 木曽広域連合地域振興課

〒３９９－６１０１ 長野県木曽郡木曽町日義４８９８－３７

８．その他

- （１） 調査検証した各種成果物について所有権並びに著作権法（昭和４５年法律第４８号。以下。「法」という）上の一切の権利（法第２７条及び法第２８条を含む）は委託者に帰属するものとし、受託者及び受託者からの依頼を受けて中間生成物を制作した者は、当該業務に係る事項として、法第１７条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。ただし受託者の所有する写真を使用した場合、著作権は発注者のみの独占とせず、受注者も継続して使用できるものとする。
- （２） 前項に掲げる著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- （３） 成果品は他者の所有権、著作権、肖像権を侵害するものでないこと。
- （４） 関係者ヒヤリング、実地踏査、成果物の作成に必要な一切の経費は、契約書に示す委託料に含むものとする。
- （５） 本業務により収集した個人情報の取扱については、受託者側で一切の責任を負うこと。
- （６） 受託者は、業務の実務上疑義の生じた事項または仕様書に定めのないことについては、委託者と協議の上、誠意をもって処理すること。